

重度心身障害老人等医療費助成交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

殿

御杖村長 印

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害老人等医療費助成交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に御杖村長に対して審査請求をすることができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

- 2 この処分については、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に御杖村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において御杖村を代表する者は御杖村長となります。）

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。